

# 文化芸術活動をまちづくりに活かす

草加叔也(空間創造研究所) | 20181107

# わが国が目指す文化芸術振興の指針

文化芸術振興基本法\*(平成13年)第一章第一条目的

文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする

\* :平成29年「文化芸術振興基本法の一部を改正する法律」により、「文化芸術基本法」と改める

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年)前文

文化芸術振興基本法 の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する

# 文化芸術基本法

## 文化芸術振興基本法の一部改正の趣旨

- 文化芸術の振興にとどまらず、教育、福祉、観光、まちづくり、国際交流、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
- 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

# 文化芸術基本法(改正の概要:総則)

- ①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず  
等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
- ②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行  
われる環境を醸成
- ③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性
- ④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野におけ  
る施策との有機的な連携

# 文化芸術推進基本計画及び体制の整備

## 文化芸術推進基本計画等

政府が定める「文化芸術推進基本計画(第2章第7条)」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画(第2章第7条の2)」(努力義務)について規定する

## 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議(第4章第36条)、地方公共団体の文化芸術推進会議等(第4章第37条)について規定する

# 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律[目的][定義]

## 第1条:目的 | 法設置の目的を明らかにする

この法律は、文化芸術振興基本法(平成13年法律第148号)の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする

## 第2条:定義 | 法文に示す言葉の定義を示す

この法律において「劇場、音楽堂等」とは、「文化芸術に関する活動を行うための施設」及びその「施設の運営に係る人的体制」により構成されるもののうち、その「有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させること」を目的とするものをいう

# 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律〔事業〕

劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

1. 実演芸術の公演を企画し、又は行う 〔創造事業〕
2. 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供する 〔施設提供〕
3. 実演芸術に関する普及啓発を行う 〔普及啓発〕
4. 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行う 〔連携強化〕
5. 実演芸術に係る国際的な交流を行う 〔国際交流〕
6. 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行う 〔資料収集〕
7. 前各号(1～6)に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行う 〔人材育成〕
8. 前各号(1～7)に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行う 〔社会包摂〕

# 趣味・娯楽の種類別行動者率(近県比較)

分類	行動分野	行動者率 (%)				
		東京都	神奈川県	千葉県	埼玉県	全国平均
鑑賞	演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)	<u>↑ 22.2</u>	↑ 16.8	↑ 15.9	↑ 15.6	14.5
	音楽会などによるクラシック音楽鑑賞	<u>↑ 14.6</u>	↑ 13.8	↑ 10.9	↑ 11.3	10.1
	音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞	<u>↑ 18.0</u>	↑ 16.7	↑ 14.9	↑ 15.6	13.7
活動	楽器の演奏	<u>↑ 14.3</u>	↑ 13.8	↑ 11.8	↑ 11.7	10.9
	邦楽(民謡, 日本古来の音楽を含む)	↑ 3.2	<u>↑ 3.4</u>	↓ 2.4	→ 2.9	2.9
	コーラス・声楽	↑ 3.9	<u>↑ 4.4</u>	↑ 3.1	↑ 3.1	2.8
	邦舞・おどり	→ 1.6	<u>↑ 1.9</u>	→ 1.6	↓ 1.2	1.6
	洋舞・社交ダンス	↑ 1.9	<u>↑ 2.0</u>	↑ 1.6	→ 1.4	1.4

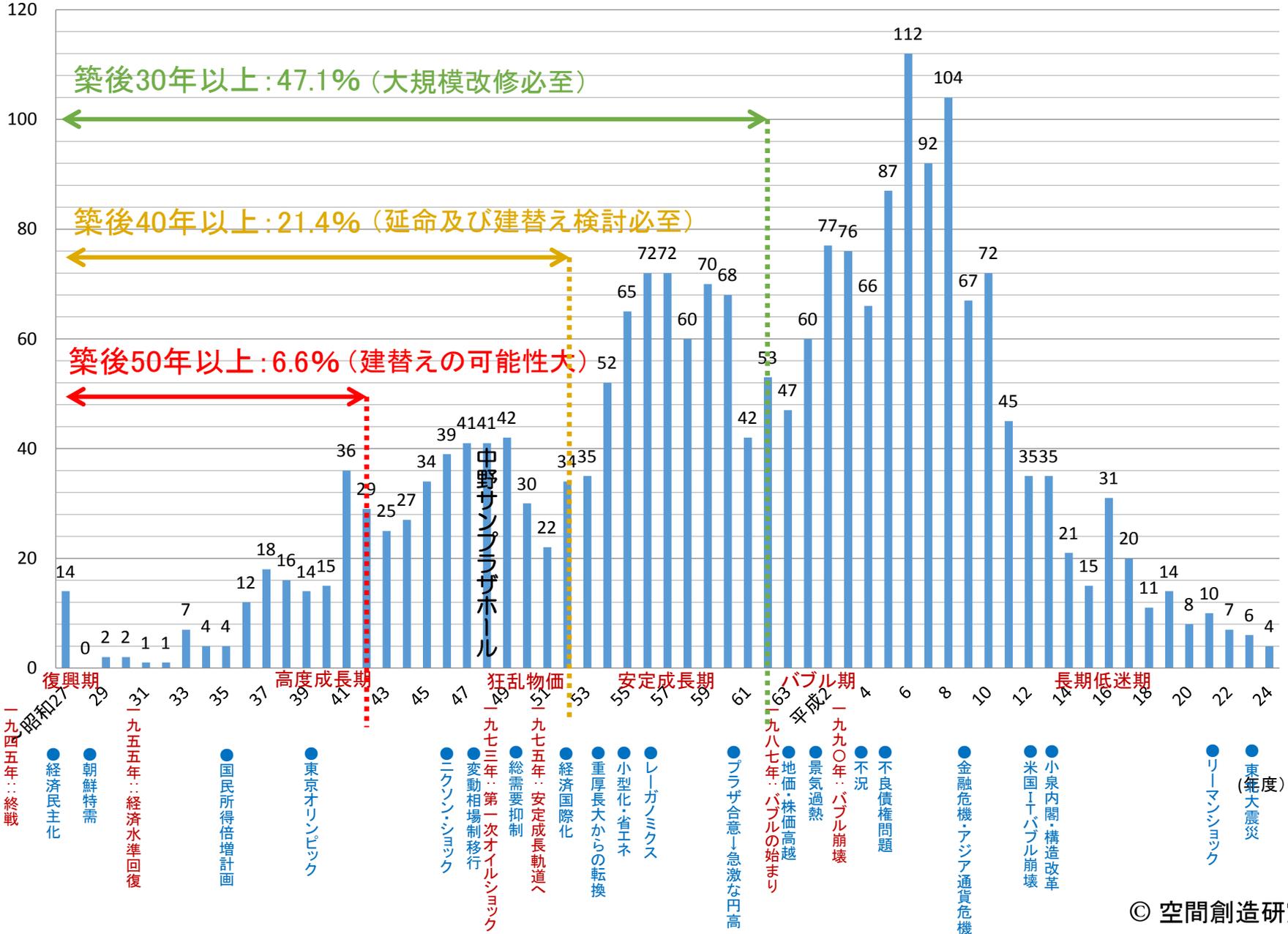
出典:総務省「平成28年社会生活基本調査」

# 趣味・娯楽の種類別行動者率(調査年度別推移)

分類	行動分野	全国平均行動者率(%)						
		平成28年	平成23年	平成18年	平成13年	平成8年	平成8年	昭和61年
鑑賞	演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)	14.5	11.7	14.2	16.4	15.8	17.2	
	音楽会などによるクラシック音楽鑑賞	10.1	8.6	9.3	9.6	8.1	8.0	5.7
	音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞	13.7	12.4	12.2	13.5	11.8	12.7	12.4
活動	楽器の演奏	10.9	9.6	10.5	11.3	11.5	9.9	9.3
	邦楽(民謡, 日本古来の音楽を含む)	2.9	1.7	1.9	1.6			
	コーラス・声楽	2.8	2.8	3.0		2.6		
	邦舞・おどり	1.6	1.6	2.2		2.0		
	洋舞・社交ダンス	1.4	1.7	1.8		1.5		

出典:総務省「年社会生活基本調査」

# (施設数) 公設劇場・音楽堂の整備状況



# 都内大型集客施設(1,800席以上)

竣工年	築後	施設名称	客席数	ホールタイプ
1961	57	東京文化会館	2,317	多目的
1973	45	中野サンプラザ	2,222	多目的 (ポピュラー音楽等)
1978	40	新宿区立新宿文化センター	1,802	多目的
1986	32	サントリーホール	2,006	音楽専用 (クラシック)
1990	28	東京芸術劇場	1,999	音楽専用 (クラシック)
1991	27	府中の森芸術劇場	2,027	多目的
1994	24	響きの森文京公会堂	1,802	多目的
1996	22	東京国際フォーラム	5,012	多目的
1997	21	新国立劇場	1,814	舞台芸術専用 (オペラ・バレエ)
1997	21	すみだトリフォニーホール	1,805	音楽専用 (クラシック)
2008	10	TOKYO DOME CITY HALL	MAX : 3,190	多目的ライブハウス
2010	8	八王子市民会館	2,021	多目的
2010	8	Zeppダイバーシティ東京	MAX : 2,473	ライブハウス
2012	6	東急シアターオーブ	1,972	舞台芸術専用 (ミュージカル)
2013	5	EX THEATRE ROPPONGI	MAX : 1,876	多目的ライブハウス
2014	4	チームスマイル・豊洲P II	MAX : 3,103	多目的ライブハウス
2019	0	渋谷公会堂	2,000	多目的 (ポピュラー音楽等)

# 中野サンプラザホール再整備に向けた期待

## 文化芸術を発信する拠点

文化や芸術を発信するだけでなく、そのための創造する環境や新たに文化に関心を持つ市民を育てる

## 集客と交流を誘発する効果

文化や芸術が生み出す効果を、まちづくり、国際交流などにも活かす

## 新たなまちづくりの起点

新たな都市整備にふさわしい外観や機能を備え、魅力ある都市整備の起点となる